

大阪府学校支援人材バンク 管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府学校支援人材バンクに関する設置要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、大阪府学校支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる人材)

第2条 人材バンクを通じて公立学校等での活動を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、以下に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 以下の内容について厳守できる者
 - (ア) 憲法を尊重し、擁護するとともに、校長等の指示に従うこと
 - (イ) 党派教育その他政治活動や宗教教育その他宗教的活動はできないこと
 - (ウ) 学校等における活動中に知り得た情報を漏らさないこと
 - (エ) その他公立学校等の教育活動にふさわしくない行為はできないこと
- (2) 政治団体及び宗教団体を除く公的団体など府教育庁が適当と認める団体等からの推薦を受けた者。ただし、当該団体を代表する者及びこれに準ずる者からの推薦を受けた場合も同様とする。

(人材情報の登録)

第3条 登録希望者は、登録希望者自身に係る人材情報（以下「人材情報」という。）を「大阪府学校支援人材バンク登録申請書（様式第1号）」また府立学校が推薦団体となる場合には「大阪府学校支援人材バンク登録申請書（府立学校電子申請版）（様式第2号）」（「様式第1号」及び「様式第2号」を合わせて以下「登録申請書」という。）にて、大阪府教育庁（以下「府教育庁」という。）に申請すること。

第4条 人材情報となる情報は以下のとおりである。

- (1) 名前、性別、生まれ年
- (2) 郵便番号、住所
- (3) 知識・技能の内容
- (4) 活動実績
- (5) 希望支援内容
- (6) 希望校種
- (7) 活動時間等希望条件
- (8) 地理的希望条件
- (9) 依頼時の連絡方法
- (10) 登録分野
- (11) 主な履歴

第5条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録期間は、登録した日から2年以上で3年を超えない期間内の4月30日までとする。

第6条 登録者が登録期間内に府立高等学校、府立中学校及び府立支援学校（以下「府立学校」という。）にて活動した場合は、活動した日から2年以上で3年を超えない期間内の4月30日まで登録期間を延長するものとする。

(人材情報の変更)

第7条 人材情報に変更が生じた登録者は、「大阪府学校支援人材バンク登録変更等申請書（様式第3号）」にて速やかに届出を行うこと。

(人材情報の削除)

第8条 人材情報の削除を希望する登録者は、様式第3号により定める「大阪府学校支援人材バンク登録変更等申請書（様式第3号）」にて届出を行うこと。

第9条 府教育庁は、登録者の届出に虚偽の記載があった場合、または公立学校等の教育活動に携わるにふさわしくないと認められる行為があった場合は、府教育庁の判断により当該登録者の登録を取り消すことができる。

(人材情報の提供範囲)

第10条 登録された人材情報及び府立学校における活動実績は、次に掲げる学校等に対して提供するものとする。

- (1) 大阪府立高等学校
- (2) 大阪府立中学校
- (3) 大阪府立支援学校
- (4) 大阪府内にある市町村教育委員会（大阪市及び堺市を除く。）
- (5) 大阪府内にある市町村立小・中学校（大阪市立及び堺市立の小・中学校を除く。）
- (6) 大阪府内にある市立高等学校（堺市立の高等学校を除く。）

(人材バンクの活用)

第11条 人材バンクからの情報提供により登録者の活用を希望する公立学校等は、登録者に対して事前に、必要な事項を説明の上、同意を得るものとする。

第12条 公立学校等は、人材バンクからの情報提供により得た人材情報は「大阪府学校支援人材バンクにおける個人情報の取扱方針」に準じて取扱うものとする。

(管理)

第13条 人材バンクに係る庶務等は、府教育庁教育振興室高等学校課にて行うものとする。

(要領の見直し)

第14条 この要領に規定した事項の見直しの必要が生じたときは、必要な手続きを経て行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年1月6日から施行する。

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

この要領は、平成30年1月25日から施行する。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成31年1月31日から施行する。

この要領は、令和2年2月6日から施行する。

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

この要領は、令和7年1月23日から施行する。